

## CONTENTS

文化の交差点 青木 保・文化庁長官対談 第14回 ゲスト 宮田亮平さん●東京藝術大学長

ときめきこそアート	4
長官コラム 青木保のカフェ・アオキ	8

## 特集 文化財の総合的把握

文化庁提言

「文化財の総合的把握」について	有松育子・12
-----------------	---------

寄稿

歴史文化基本構想への期待	石森秀三・14
--------------	---------

論文

市町村による文化財の総合的な把握の取組	西山徳明・16
---------------------	---------

解説

「歴史文化基本構想」の策定手続きと留意点	文化財部伝統文化課・20
「歴史文化基本構想」の策定支援策	文化財部伝統文化課・22

## 連載

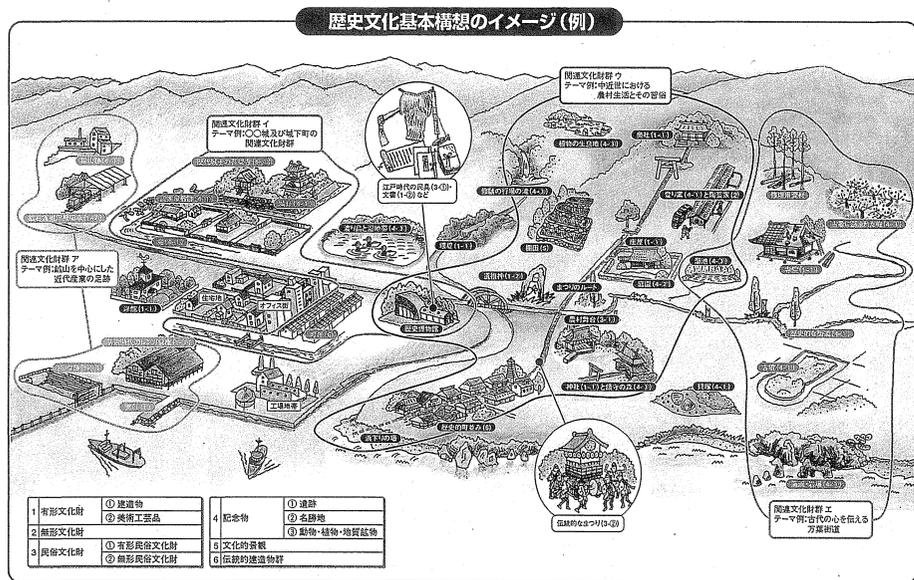
いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート 78	こどもの文化体験 18
たつの市立龍野歴史文化資料館（兵庫県）	24 アートの楽しさをちょこっとずつ（新潟県魚沼市）
芸術文化の風 42	日本の伝統美と技を守る人々 選定保存技術保持者編 48
カオスの会（小倉信宏）	25 石田勝雄（琵琶製作修理）
著作権Q&A 「著作権なるほど質問箱」から 42	国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法 文化財鑑賞の手引き 66
広報と著作権②	26 万年自鳴鐘にみる江戸の技術
暮らしの中の言葉 6	祭り歳時記 伝承を支える人々 30
語種から見た現代の書き言葉	27 生子神社の泣き相撲（栃木県鹿沼市）
伝達地区を見守る人々 伝達歳時記 54	文化交流使の活動報告 46
港町宿根木の二大祭り（新潟県佐渡市）	28 平成20年度文化庁文化交流使指名書交付式
広げよう「文化力」の輪！ 30	新進芸術家在外研修体験談 6
ながさきの伝統芸能を守り伝えていくために	30 歴史の中で（日本画家・谷中武彦）

今月の表紙	法観寺八坂塔と歴史的町並	文化庁ニュース	37
上から順に	重要文化的景観 遊子水荷浦の段畑 (提供：宇和島市教育委員会)	イベント案内	42
	龜山八幡宮秋祭りの太鼓台の奉納 (香川県小豆郡小豆島町)	新国立劇場スポットライト	45
		10月の国立劇場	46
		芸術文化振興基金ニュース	47
		題字デザイン 桑山弥三郎	

# 文化財の総合的把握

文化財は、過去から未来に向けて受け継がれるべき貴重な国民的財産です。これまで、文化財は、多くの方々の努力によりその保護（保存と活用）が図られてきました。

ところで、文化財は、一つひとつが独立して存在しているわけではありません。人々の営みと関連し、周囲の環境とかがわり合っています。また、さまざまな文化財が相互に関係していることもあります。こうしたことから、平成19年10月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、文化財を総合的に把握することが提言されました。今月号では、この「文化財の総合的把握」を特集します。



※各保護文化財群の構成文化財は、それぞれのテーマに沿ってまとめた設定群です。

# 「文化財の総合的把握」について

文化財部伝統文化課長  
有松育子

## 「文化財の総合的把握」とは

文化財は、我が国の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなす「貴重な国民的財産」（文化財保護法四条二項）です。

文化財は、これまでも長い歴史の中でたくさんの人々の努力により、大切に守られてきました。昭和二十五年には文化財保護法が制定され、重要なものを国や都道府県、市町村が指定することなどにより、その保護（保存および活用）が図られています。また、埋蔵文化財や文化財の保存技術についても、保護の措置がとられています。

ところで、文化財には、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかがわりながら伝統的な意義や価値を形成してきており、相互に有機的につながっているという側面があります。

す。また、文化財を社会全体で継承していくためには、魅力的なカタチでわかりやすくその価値を伝えていくことが必要です。

こうしたことを踏まえると、これからの文化財保護の取組においては、文化財を個々にきちんと保護するということに加えて、地域の歴史や文化を背景とし、一定のテーマの下に、周辺の環境まで含めて文化財を総合的にとらえ（文化財の総合的把握）、新たな価値を見いだすとともに、適切に保存・活用していくということが必要となります。

特に最近では、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法に基づく景観保全の取組が進んできています。

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を生かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与することとなります。

## 市町村による「歴史文化基本構想」の策定

こうした課題意識の下、平成一九年一〇月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（企画調査会長：石森秀三北海道大学大学院教授）（全文を文化庁のホームページでご覧いただけます。以下「報告書」といいます）で提言されたのが、市町村による「歴史文化基本構想」の策定です。

「歴史文化基本構想」とは、報告書では、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義されています。

文化財だけではなく、その周辺環境も含めた構想となることから、文化財に関する保護施策とまちづくりに関する施策が体系的に位置付けられる必要があります。つまり、「歴史文化基本構想」に基づく取組は、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して魅力的な地域づくりを行うものということになります。

各市町村において、教育委員会（文化財保護部局）とまちづくり担当部局が連携協力し、地域住民やNPO法人、企業等の参加を得て「歴史文化基本構想」が策定されることにより、文化財の保護にとっても、地域住民

にとっても望ましい、一貫した取組が行われることが期待されるわけです。

## 「歴史文化基本構想」で定める内容

「歴史文化基本構想」で定める内容は、各市町村の状況等に応じてさまざまなものが考えられますが、報告書では、次のような事項を盛り込むことが提言されています。

### 「関連文化財群」

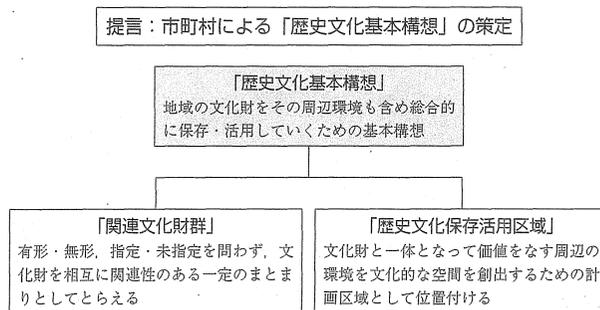
地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（関連文化財群）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというものです。さまざまなテーマやストーリーの下で、関連する複数の文化財を総合的に把握する仕組みと言えます。

### 「歴史文化保存活用区域」

右の「関連文化財群」や個々の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、それらを核として文化的な空間を創出するための計画区域（歴史文化保存活用区域）として位置付けるものです。この区域においては、文化財の保存・活用を図りつつ、文化財を核とした文化的な環境を保護するという観点に立ち、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用していくことが求められます。

## 文化財の総合的把握の取組

「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19年10月）の提言



## 「歴史文化基本構想」の策定に向けて

各市町村において「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが必要です。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせているさまざまな背景をとらえることも求められます。

次に、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の声を取り入れるなど、地域のコンセンサスを得ることも重要です。公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定にかかわっていただくようにすることが必要です。

各市町村において「歴史文化基本構想」が策定され、文化財のよりよい保存・活用と、地域住民にとって魅力的な住みやすいまちづくりが進展していくこととなるよう、文化庁としても積極的に支援してまいります。

報告書の詳細は左記に掲載されています。  
<http://www.bunka.go.jp/bunkashin/gikai/kakaku/noukokusho/index.html>

# 「文化財の総合的把握」について

文化財部伝統文化課長  
有松育子

## 「文化財の総合的把握」とは

文化財は、我が国の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなす「貴重な国民的財産」（文化財保護法四条二項）です。

文化財は、これまでも長い歴史の中でたくさんの方々の努力により、大切に守られてきました。昭和二五年には文化財保護法が制定され、重要なものを国や都道府県、市町村が指定することなどにより、その保護（保存および活用）が図られています。また、埋蔵文化財や文化財の保存技術についても、保護の措置がとられています。

ところで、文化財には、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら伝統的な意義や価値を形成してきており、相互に有機的につながっているという側面があります。

す。また、文化財を社会全体で継承していくためには、魅力的なカタチでわかりやすくその価値を伝えていくことが必要です。

こうしたことを踏まえると、これからの文化財保護の取組においては、文化財を個々にきちんと保護するということに加えて、地域の歴史や文化を背景とし、一定のテーマの下に、周辺の環境まで含めて文化財を総合的にとらえ（文化財の総合的把握）、新たな価値を見いだすとともに、適切に保存・活用していくということが必要となります。

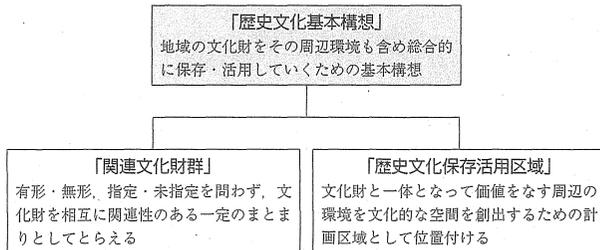
特に最近では、市町村合併を受けた新しいまちづくりの指針の策定や、景観法に基づく景観保全の取組が進んできています。

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を生かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与することとなります。

## 文化財の総合的把握の取組

「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19年10月）の提言

### 提言：市町村による「歴史文化基本構想」の策定



## 市町村による「歴史文化基本構想」の策定

こうした課題意識の下、平成一九年一〇月の「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（企画調査会長：石森秀三北海道大学大学院教授（全文を文化庁のホームページでご覧いただけます。以下「報告書」といいます）で提言されたのが、市町村による「歴史文化基本構想」の策定です。

「歴史文化基本構想」とは、報告書では、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義されています。

文化財だけではなく、その周辺環境も含めた構想となることから、文化財に関する保護施策とまちづくりに関する施策が体系的に位置付けられる必要があります。つまり、「歴史文化基本構想」に基づく取組は、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合して魅力的な地域づくりを行うものということになります。

各市町村において、教育委員会（文化財保護部局）とまちづくり担当部局が連携協力し、地域住民やNPO法人、企業等の参加を得て「歴史文化基本構想」が策定されることにより、文化財の保護にとっても、地域住民

にとっても望ましい、一貫した取組が行われることが期待されるわけです。

## 「歴史文化基本構想」で定める内容

「歴史文化基本構想」で定める内容は、各市町村の状況等に応じてさまざまなものが考えられますが、報告書では、次のような事項を盛り込むことが提言されています。

### 「関連文化財群」

地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」（関連文化財群）としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというものです。さまざまなテーマやストーリーの下で、関連する複数の文化財を総合的に把握する仕組みと言えます。

### 「歴史文化保存活用区域」

右の「関連文化財群」や個々の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、それらを核として文化的な空間を創出するための計画区域（歴史文化保存活用区域）として位置付けるものです。この区域においては、文化財の保存・活用を図りつつ、文化財を核とした文化的な環境を保護するという観点に立ち、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用していくことが求められます。

## 「歴史文化基本構想」の策定に向けて

各市町村において「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、広く地域に潜在している文化財を見つけ出すための調査を行い、各地域に受け継がれた歴史を検証することが必要です。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせているさまざまな背景をとらえることも求められます。

次に、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の声を取り入れるなど、地域のコンセンサスを得ることも重要です。公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定にかかわっていただくようにすることが必要です。

各市町村において「歴史文化基本構想」が策定され、文化財のよりよい保存・活用と、地域住民にとって魅力的で住みやすいまちづくりが進展していくこととなるよう、文化庁としても積極的に支援してまいります。

報告書の詳細は左記に掲載されています。

<http://www.bunka.go.jp/bunkashin/gikai/kikaku/houkokusho/index.html>

# 歴史文化基本構想への期待

## 文化遺産マネジメントの重要性



北海道大学大学院教授  
石森秀三

### 国家的課題としての地域再生

二〇〇五年一月に経済産業省は「二〇三〇年における地域経済規模予測」を公表しました。その予測によると、二〇三〇年頃に大都市圏と一部の特別な地域を除いて、日本の多くの地域で経済規模の大幅な縮小が生じるとみなされています。少子高齢化が顕著化する中で、日本の各地域で経済的な衰退が顕著に生じるわけです。

現在の日本ではすでに「地域再生」が国家的課題になっており、政府は二〇〇三年に「地域再生本部」を設置するとともに、二〇〇五年には「地域再生法」を制定しています。政府はすでに地域主導による各種の地域再生事業を支援しています。

日本の多くの地域で少子化の影響によって定住人口の減少が生じ始めており、地域再生を実現するためには「交流人口の拡大による地域活性化」が不可欠になっています。定住人口の減少と高齢化が顕著になるために、今後は交流人口の拡大を図ることによって、地域の活力を維持していくことが「地域経営の基本」になります。

### 文化財保護「まぢづくり」

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を生かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与します。欧米の諸都市では、文化財保護とまちづくりが密接なかかわりを保ちながら、地域の魅力増大と活力向上に役立

られてきました。しかし、日本ではこれらの二つの重要な課題がばらばらに推進されてきました。行政においても、文化財保護部局とまちづくり担当部局のあいだにおける連携協力が不十分であるために、地域住民や企業が巻き込んだる活発な歴史文化まちづくりが推進されてきませんでした。

文化庁は、すでに個々の文化財を保護することに加えて、文化財を地域の歴史や文化を背景として、一定のテーマの下に周辺環境まで含めて総合的にとらえ、新たな価値を見いだすとともに、適切に保存・活用していくことの重要性に基づいて、「文化財の総合的な把握」の必要性を打ち出しています。

今回の企画調査会では、「文化財の総合的な把握」を前提にして、市町村による「歴史文化基本構想」の策定を提言しました。歴史文化基本構想とは、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義しています。

歴史文化基本構想の策定に当たって、文化財だけでなく、その周辺環境も含めた構想にすることができ、文化財に関する保護施策とまちづくり施策が体系的に位置づけられる必要があります。つまり、この構想に基づく取り組みでは、文化財を核として、地域全体を歴史・文化の観点からとらえ、各種施策を統合

して魅力的な地域づくりを行うわけです。

### 失われゆく文化遺産

内閣府の「社会意識に関する世論調査」では日本の国や国民について誇りに思うこととして「長い歴史と伝統」をあげた者の割合は、平成一四年(三七・三%)、平成一六年(三九・七%)、平成一七年(三九・九%)、平成一八年(四二・四%)、平成一九年(四三・六%)と年々増加しています。

また、平成一九年の調査において、日本の国や国民について誇りに思うこととして二番目に回答が多かったものは「すぐれた文化や芸術」(四一・八%)であり、以下、「美しい自然」(三六・五%)、「国民の勤勉さ、才能」(二九・八%)、「治安のよさ」(二四・〇%)などとなっています。

歴史や文化に対する社会意識が高い反面、現実には地域や人びとの歴史の中に埋もれた文化財が、その存在を認識されながらも価値を見いだされず失われつつあることも事実です。例えば、地方都市および都心の双方において、歴史的建造物が数年間で約一〇%も失われているという調査結果も報告されています。

九州大学の西山徳明教授は、地域に潜在する未指定文化財よりも、さらに広範囲に埋も

れる文化遺産を「文化財未満の文化遺産」と名づけています。そして、土に埋もれて価値が顕在化していない埋蔵文化財と同様に、価値が顕在化しないままに無為に失われていく文化遺産についても、文化財保護法の理念に基づく広義の文化財としての価値を有していると提唱しています。文化財未満の文化遺産についても、歴史的関連性や地域的関連性に基づいて一体としてとらえることによって、潜在する価値を見いだすことができ、適切な保護・活用を図ることが可能になります。

### 文化遺産マネジメント

今年五月に文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管による「歴史まちづくり法」が公布されました。この法律は歴史的風致の維持および向上を図るために制定されています。日本では歴史的風致が急速に失われており、文化財行政とまちづくり行政が連携して歴史的風致を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律です。

歴史まちづくり法に基づく国の支援を受けるためには、市町村は「歴史的風致維持向上計画」を策定して国による認定を受けなければなりません。その際に、「歴史文化基本構想」があらかじめ策定されていると、それに基づいて「歴史的風致維持向上計画」を策定

しやすくなるという利点があります。

国によって「歴史的風致維持向上計画」の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づくさまざまな特別措置や支援を受けることができます。そういう意味で、市町村は「歴史文化基本構想」を実現するための手段として「歴史まちづくり法」の有効活用を図る必要があります。

文化財や文化遺産を活用して積極的に地域再生を図ることは重要であり、その際に「歴史文化基本構想」や「歴史まちづくり法」が強力な後ろ盾になることは事実です。そのため、行政における文化財保護部局とまちづくり担当部局の間における連携協力だけでなく、民産官学の効果的な協働が不可欠になります。

指定文化財だけでなく、文化財未満の文化遺産を含めて、民産官学の効果的な協働によって、地域の文化財(文化遺産)の総合的な把握に努め、それらを無為な消失や変質から守りながら、なおかつ地域の魅力の増大と活力の向上に役立てていくという「文化遺産マネジメント」こそが重要になります。「歴史文化基本構想」や「歴史まちづくり法」をきっかけにして、日本の市町村が「文化遺産マネジメント」体制の確立に向けて積極的に尽力されることを期待しています。

# 市町村による文化財の総合的な把握の取組

## 太宰府市の「文化遺産から始まるまちづくり」より

九州大学大学院教授

西山徳明



### 歴史文化基本構想の発想

「歴史文化基本構想」（この策定を支援するため、文化庁は、平成二〇年度から「文化財総合的把握モデル事業」を実施。詳細は二二ページ参照）については、文化審議会文化財分科会企画調査会（平成一八・一九年度）の審議において、都市計画や景観等の行政分野に比して遅れがちな文化財保護行政の地方分権、とくにポトムアップ型の分権化ということが活発に議論されました。すなわち、従来の国指定・選定等の文化財概念にとらわれず、市区町村が市民と共有しうる独自の視点に基づいて地域に顕在・潜在する文化財を総合的に把握し、その保存・保全と活用を円滑に進めるための歴史文化に関する基本方針（マスタープラン）を固有に策定することを

国として支援するという考え方です。言い換えればこの構想は、地域が大切だと思ふものを自分たちの歴史や文化のストーリーに沿って惜しみなく拾い上げ、自分たちで実行できるルールや手法によって保存・保全し利用することで将来世代に手渡していこうとする発想と言え、「構想」は、まさにその意思を自治体として宣言する誓約書であり、またそれを官民協働によって遂行することを市民と約束する契約書とも言えます。

この歴史文化基本構想のモデルとなった先行事例の一つとして本稿で以下に報告する「太宰府市文化財保存活用計画」文化遺産からはじまるまちづくり」は、太宰府市が四年の歳月をかけ平成一七年に策定したもので、これから歴史文化基本構想を策定する自治体のみならず、「地域における歴史的風致の維

持及び向上に関する法律」（通称、歴史まちづくり法）の適用を考えて、同法に基づいた「歴史的風致維持向上計画」の作成を目指す自治体にとつても、市町村による文化財の総合的な把握の取組の参考事例として役に立つものと考えます。

### 文化財未満の文化遺産への視線

太宰府市には、古代から現代まで幾重にも重なる歴史が脈々と息づいており、この市域全域を「まるごと博物館」とみなし、住む人、訪れる人、双方にとつて魅力あふれるまちづくりを目指しています。この取組の中心となるのが、いわゆる指定等の文化財であることは間違いありません。しかしその一方で、現代の都市空間や市民生活の中に散在する手入れされ受け継がれてきた祠や石碑、人々の暮

らしを見守り続けてきた巨木や老木、風景にとけ込む古い民家、そして毎年当たり前のように執り行われてきた祭事や行事、伝説や言い伝え、地名や方言なども、これからの市民の暮らしをより豊かにし、地域固有の魅力を継承、創出していくための大切なまちづくり資源と考えています。すでに認知され指定されている文化財とともに、こうした従来は価値づけられることのなかった身近で大切な伝えていきたいモノやコトを、「文化遺産」と呼んで広くとらえ、それらを無為な消失や変質からまもりながら生かし使いこなす（マネジメントすること、すなわち文化遺産マネジメントこそが太宰府のまちづくりを支える有効な手段であると考えています）。

計画策定のための調査はまず、こうした地域に潜在する未指定文化財よりさらに広範囲な文化財未満の文化遺産について、具体的にどのようなものがあり、現在どのような状況にあるかを把握することから始まりました。

かつては首都圏も含む全国の都市や地域に豊富に潜在していたこの文化財未満の文化遺産ですが、これらの多くは高度経済成長からバブル期において、都市更新のため積極的に破壊され激減しました。やっつと破壊から免れたものも、近年では相続の困難さからや手入れがなされないまま危険家屋となって取り壊されるなどして、急速な勢いで消失していま

す。

こうした地域空間や市民生活に埋もれていて価値が顕在化しないまま無為に失われていく文化遺産は、土に埋もれていて価値が顕在化していない「埋蔵文化財」同様に、文化財保護法の理念に基づく広義の文化財としての価値をもつものであるはずで、同法の改正で導入された各種文化財登録制度や文化的景観制度は着実に文化財保護の裾野を広げてはいますが、こうした上からのトップダウン型保護施策の広がりを持つだけでは、全国諸都市・地域が、ここで言及している文化遺産の大半を一〇〜二〇年で失うことになるでしょう。

### 絶対評価による文化遺産の発掘・登録・活用

太宰府市では、こうした文化財未満の文化遺産は、従来の文化財保護の概念とはまったく異なる絶対評価型の発想によってその価値を顕在化させ、登録し、市民あるいは国民の生活文化の向上に活用していく必要があると考えました。具体的には、従来の文化財指定等のように高度な学術調査に基づく相対評価によって優れたものから順に選んでいく優品主義ではなく、誰にもわかる絶対評価、例えば「生まれて五〇年以上が経過し、真正性＝オーセンティシティが説明でき、保護しようとする主体が明確なもの」といった一定の基

準を満たすものを悉皆的に拾い上げることとし、それらをデータベースに登録しデータシートにより管理するという方法です。もちろんこの中の経年性や真正性については科学的評価のプロセスが含まれています。

そして誰にでもわかりやすい文化遺産の説明の枠組みを用意しました。太宰府市では、市民や地域あるいは太宰府市行政が、次世代に伝えるために説明したいと考える物語（ストーリー）と、そのストーリーのシナリオに沿った個々の「文化遺産」の集まり（証拠群）を「太宰府市民遺産」（歴史文化基本構想における「関連文化財群」に相当）と呼び、「太宰府にある伝えたい物語とその証拠（群）」と定義してリスト化することとしました。リストに掲載される「太宰府市民遺産」とは、現代を生きる市民にとっての価値をストーリーとして説明できるものであり、このストーリーは、市民一人ひとりが訪れた客や友人にまちの紹介や自慢をするときに口をついて出てくるように、また行政や民間事業者によるハード、ソフトにかかわるあらゆるまちづくり事業の検討時に参照できるように、誰にでもわかりやすく記述されなければなりません。

計画策定時には、この太宰府市民遺産リストの試行版として「古代太宰府の風景と遺跡群」「人と遺跡の共存史」「菅原道真と太宰

府」「名物」「梅ヶ枝餅」「霊峰宝満山」「坂本の集落景観」「戦乱の歴史と山城群跡」「中世寺院群跡と開発の痕跡」「太宰府天満宮の門前」といった市民遺産が掲げられました。

これらデータベースや市民遺産リストは、単に保護を目的とするものであつてはなりません。第一義は、その存在と価値を顕在化させることです。九九%が記録保存に終わっている埋蔵文化財より遙かに高い割合が破壊を免れるようになるだけでなく、仮にやむを得ず失う場合も、移転や記録保存されることで将来への貴重な資料を体系的に残すことができると考えました。すでにある埋蔵文化財というすぐれた保護手法を、このように地上空間や生活空間の中にも適用し、潜在する文化遺産に価値を見出すという提案です。

文化財保護行政がこれまでの蓄積を生かし、新たな視点からこうした文化遺産のデータベース整備をリードすることができれば、それらは安心して利用できる地域資源の基礎資料となり、都市計画法や景観法、そして歴史まちづくり法の運用の中においても、それらの保存や保全、活用が実践されるということが十分に期待できます。

### 市民遺産の構成要素

このようにさまざまな要素を包括する「太宰府市民遺産」は、従来の文化財の六カテゴリー

リーの組合せて説明することが難しいため、まったく新たに、「空間遺産」と「生活遺産」という概念を設定し、わかりやすく説明、把握することとしました。もちろん指定や選定の文化財をはじめとする既存の文化財カテゴリーで説明できる要素については、それを属性データのの一つとして整理し、文化財保護行政と連携して管理していきます。

まず「空間遺産」は、不動産的な性格を持つ遺産であり、道路の道すじや河川の流路、地割などといった空間を規定する「空間要素」と、その「空間要素」の存在を可視的に証拠づけ、地域の景観形成に寄与する建築物や工作物、樹木などの「景観要素」により成り立っています。他方「生活遺産」は、動産的な性格を持つ遺産であり、美術・工芸品や文書、絵画などに着目した「有形要素」と、祭事や慣習、古くからの地名などに着目した「無形要素」により成り立っています。

また個々の「太宰府市民遺産」には、必ずしも「空間遺産」「生活遺産」の各要素が含まれているとは限らず、各々の性格によって遺産要素の構成は大きく異なってきます。遺産要素の分布も、面的に広がりを見せる「太宰府市民遺産」もあれば、線状に展開するものもあり、場合によっては、特定画家の作品群のように、有形動産遺産のネットワークのような形態を持つものもあります。さらに

は、ある一つの遺産要素がまたがって複数の「太宰府市民遺産」のストーリーを構成する要素となる場合も十分あります。このように、要素を排他的に取り合うことをせず、地域を語る上で必要なストーリーを屈託なく取り出すことができる仕組みを用意しました。

### 市民遺産のマネジメント

こうした市民遺産および文化遺産に対する具体的なマネジメントの内容としては、まず①活動団体等の登録を掲げ、太宰府市民遺産の認定申請を考慮する複数の有志が活動団体となり事前あるいは同時に登録されることを原則としています。続く、②太宰府市民遺産の認定については、審議機関「太宰府市民遺産会議（仮称）」が太宰府市民遺産に相応しいと判断したうえで、まちづくり活動としてのテーマ性や構成されることでマネジメントされる文化遺産の性格など総合的な適正を判断して認定します。そして③認定された太宰府市民遺産に対して「育成プラン」が策定されます。この育成プランは、市民や民間事業者等と市との合意形成を図ることで継続的な市民活動によるまちづくり計画として策定し、公開します。内容は、誰もが理解しやすく作成しやす記述に努め、太宰府市民遺産ことにある程度の統一を図るため、保存整備、環境整備、システム整備という三つの視点から

整理します。認定後は、④モニタリングを次のように実施します。認定された太宰府市民遺産は、そのストーリーとともに「太宰府市民遺産リスト」と個々の太宰府市民遺産の内容説明と管理台帳を兼ねる「太宰府市民遺産カルテ」として広く一般公開を行います。また無為な消失や変質から太宰府市民遺産を守るため、証拠となる文化遺産の消失や変質の危機に対して届出制度を設けます。

以上のような太宰府市におけるマネジメントプログラムは、まだすべてが実現には至っていませんが、今後、景観法に基づく景観計画の委任条例と連動する新たなまちづくりの条例を策定することで動き出す予定です。

### 歴史文化基本構想と歴史まちづくり法

太宰府市のような歴史文化を大切にしたいまちづくりに意欲を示す自治体が現れることを前提に、この自治体と市民の契約内容を実現させようと、国が後押しする仕組みを法律で定めたものが、この春、国交省・農水省・文化庁の共管で制定された「歴史まちづくり法」であるといえます。この法律では、地域の歴史的風致維持向上のために必要となる、さまざまな法律上の特例措置の適用や、歴史的環境形成総合支援事業（新設）やまちづくり交付金、街なみ環境整備事業等のさまざまな助成事業の導入に先立って、あらかじめ基

本方針としての「歴史的風致維持向上計画」を市町村が定めなければならないことになっています。おわかりのようにその役割は歴史文化基本構想と酷似したものです。おそらく、文化庁のモデル事業に採択される自治体の歴史文化基本構想は、そのまま歴史的風致維持向上計画としても機能するでしょう。

しかし、ここで筆者が強調したいのは、歴史文化基本構想を、この歴史的風致維持向上計画の役割のみに終わらせないことが重要であるということと、前述した太宰府市の内容からもわかるように、その保存・活用の対象は歴史まちづくり法とは異なり、「国指定選定文化財を中心とする歴史的風致」に限らず、民俗文化財や美術工芸に見られるような場所や空間を特定しない無形や有形動産のみから構成される文化財群も含む、包括的かつ地域の文化財（文化遺産）の実情を直視したもものなっています。もちろん歴史文化基本構想もこれに準じた懐の広さを理念としています。

冒頭で述べたように、都市計画法や景観法はこれまで地方分権を先導してきましたが、一方では、規制を主な手段とするため、魅力的な地域を形成する制度としては有効に活用されにくい部分がありました。これに対して歴史まちづくり法は、地域の空間や景観の在り方に一つの指針（動機づけ）をもたせ、それ

を実現させることのできる非常に意欲的な法律であることは間違いありません。しかし誤解をおそれずに言えば、この法律は、あくまでも都市空間や地域空間を不動産である施設や景観として整備することに主眼がおかれているため、歴史文化基本構想が本来目指していること、すなわち市民や地域住民の生活に寄り添って当たり前存在している歴史文化の所産を総合的、包括的に保存・活用しようとする視点からみると、不足する部分があると言わざるを得ません。歴史まちづくり法は、あくまでも歴史文化基本構想を実現する手段の一つにすぎないのです。

構想を提案した先述の企画調査会においても、歴史文化基本構想は、市町村が自立した文化財保護を展開する基本となるものであり、本来的には、文化財保護法の中に規定されるべき内容と考えていました。これが、歴史文化基本構想を歴史的風致維持向上計画の役割に終わらせるべきではないとするゆえんです。

しかし、いざれにしても、歴史文化基本構想（的なもの）が、将来の日本の自治体や地域、そして日本の文化財保護の地方分権にとって真に必要なものとなるかどうかは、モデル事業の成功いかんにかかっていると言つてよく、先導する自治体があつた先例を示してくれることを切に願う他はありません。

# 「歴史文化基本構想」の 策定手続きと留意点

文化財部伝統文化課

## 「歴史文化基本構想」の策定手続き

文化財に関する調査の実施

各市町村において「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、文化財に関する調査を行い、地域における文化財の存在とその価値を確認することが必要です。その際は、できるだけすべての文化財類型に関する調査を実施し、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望まれます。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせているさまざまな背景をとらえることも求められます。

## 策定委員会等の設置

「歴史文化基本構想」は「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書）（以下「報告書」といいます）の定義）ですから、その策定に当

たっては、教育委員会（文化財保護部局）とまちづくり担当部局など関連する部局が連携していく必要があります。また、「歴史文化基本構想」を効果的に実行していくためには、地域社会の協力も不可欠です。さらに、文化財やまちづくり等に関する専門的な知見も必要となります。

このため、「歴史文化基本構想」を策定する際は、市町村の関係部局や地域住民、民間団体、有識者、関係機関（都道府県教育委員会等）などで構成する策定委員会等を組織することが有効と考えられます。なお、市町村教育委員会に地方文化財保護審議会（文化財保護法一九〇条一項）が置かれているときは、その意見を聴くことも必要でしょう。

## 地域住民等の積極的な参加

「歴史文化基本構想」は、その性質上、地域社会と密接な関連性を有することとなりま

す。また、文化財を保存・活用していくためには、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の協力も必要です。こうしたことから、「歴史文化基本構想」の策定に当たっては、地域のコンセンサスを得るため、公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定にかかわっていただくようにすることが重要です。

## 「歴史文化基本構想」の内容

「歴史文化基本構想」でどのようなことを定めるかについては、各市町村の状況等に応じてさまざまな内容が考えられますが、報告書では、次のようなことを記載することが提言されています。

## 「関連文化財群」

有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在するさまざまな文化財を、歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するものです。つまり、特定のテーマやストーリーの下で関連性のある文化財を一体としてとらえ、魅力や価値をわかりやすく示すことにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというものです。

「歴史文化基本構想」に記載する際には、「歴史文化基本構想」は、その性質上、ある程度の期間を見通したものになると考えられます。一方、構想に基づいて文化財の保存・活用が着実に図られ、当初の計画が達成されることとなったり、文化財が新たに見いだされたり、地域の状況が変化したりして、構想を改定する必要があることが予想されます。

こうしたことから、「歴史文化基本構想」については定期的に達成度を評価し、必要に応じて見直しを図っていくことが重要です。見直しの体制等は、策定の場合に準じて考えればよいでしょう。

## 「保存活用（管理）計画」の策定

「歴史文化基本構想」は文字どおり「基本構想」ですから、実際に文化財の保存・活用を行っていくためには、別に、より詳細な「保存活用（管理）計画」が策定される必要があります。

「歴史文化基本構想」に基づく「保存活用（管理）計画」としては、例えば、「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」ごとに、保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画などを記載することが考えられます。

①テーマやストーリーの内容、②テーマやストーリーの設定の考え方、③主な構成要素となる文化財、といった事項を示すことが必要でしょう。

## 「歴史文化保存活用区域」

右の「関連文化財群」や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺の環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものです。つまり、文化財のみならず、それを核とした文化的な環境を保護するというものです。このためには、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用するとともに、文化財と調和のとれた整備が図られることが重要です。

## 「歴史文化基本構想」に記載する際には、

①「歴史文化保存活用区域」の設定の考え方、②区域内における保護や整備の考え方、といった事項を示すことが必要でしょう。

## 文化財を保護するための体制整備の方針

文化財を周辺環境まで含めて保護していくためには、地域社会との連携協力が不可欠です。このため、

- ・ 地域住民やNPO法人、企業など民間団体との連携協力の仕組み
- ・ 地域の文化財を保護していくための人材育成方策
- ・ 民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策

文化財の保存のため必要となる原材料や用具の確保方策

## 「総論」その他

「歴史文化基本構想」には以上のような内容を盛り込むとともに、総論として、地域の多様な文化財とその周辺の環境を保護していくための基本的な方針を示すことが必要でしょう。また、資料として、文化財の一覧表を添付することも参考になります。

各市町村において、地域の状況に合わせて、創意工夫がなされた実効性のある「歴史文化基本構想」が策定されることが望まれます。

## 「歴史文化基本構想」に関する留意点

### 他の計画等との整合性

「歴史文化基本構想」は、市町村が定める「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」（地方自治法二条四項）や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）（都市計画法一八条の二）、景観行政団体が定める景観計画（景観法八条）など各種の計画等との整合性が図られている必要があります。このためにも、教育委員会（文化財保護部局）とまちづくり担当部局など関連する部局が連携して策定することが重要となりま

# 「歴史文化基本構想」の策定支援策

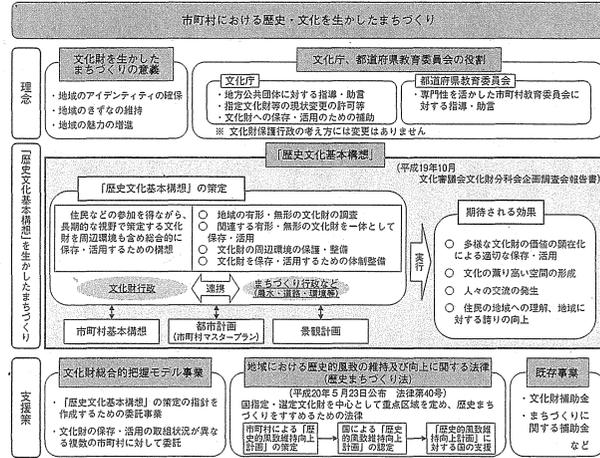
文化財部伝統文化課

「歴史文化基本構想」に関する支援策  
市町村による「歴史文化基本構想」の策定に関する国の支援策としては、次のようなものがあげられます。

- ・「文化財総合的把握モデル事業」(文化庁平成二〇年度新規事業)
  - ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」
  - ・文化財に関する補助金、まちづくりに関する補助金等
- これらの関係を示すと、下図のようになります。

## 「文化財総合的把握モデル事業」

文化庁では、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」の提言を踏まえ、各市町村において「歴史文化基本構想」と「保存活用



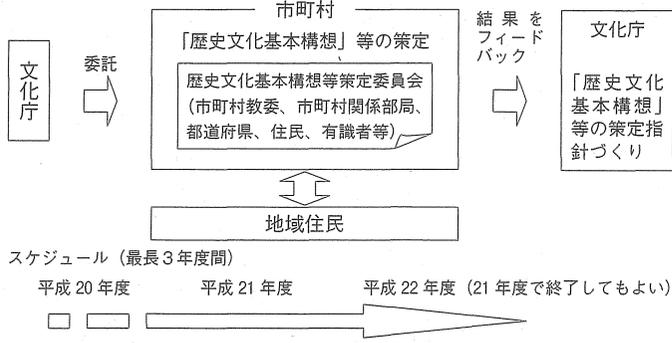
管理計画」(以下「歴史文化基本構想」等)といいますが)が策定されることとなるよう、必要な指針を作成することとしています。

このため、平成二〇年度より三年度間の予定で、「文化財総合的把握モデル事業」(平成二〇年度予算一五二百万円)を実施しています。これは、指針の作成に向けて、複数の市町村に対し実際に「歴史文化基本構想」等の策定を委託し、その方向性や課題を明らかにするものです。

全国の市町村から五八件の事業計画書の提案(うち五件は複数の市町村による共同提案)があり、この中から「文化財総合的把握モデル事業」選定委員会の意見を聴いて委託先を選定し、実施していくこととしています。

## 「文化財総合的把握モデル事業」

(平成二〇年度予算 152百万円)



## 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称「歴史まちづくり法」)

平成二〇年五月二三日に、歴史まちづくり法が法律第四〇号として公布されました(施行については、「公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」(附則一条)とされています。

この法律は、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」(地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境)(一条)と定義されています)の維持および向上を図るために制定されたものです。

法律の主な内容としては、  
・国による「歴史的風致維持向上基本方針」の策定  
・市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」の国の認定  
・認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づく特別の措置  
・「歴史的風致維持向上地区計画」制度の創設

などとなっています。  
歴史まちづくり法では、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」には、「重点区域」を定めなければなりません(五条二項二号)が、この「重点区域」は、  
・重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定された建造物

の用に供される土地の区域およびその周辺の土地の区域

または  
・重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域およびその周辺の土地の区域  
であることが条件となっています(二条二項一号)。つまり、歴史まちづくり法においても、文化財の周辺における取組ということがポイントになっています。

また、「歴史的風致維持向上計画」には「当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針」(五条二項一号)を記載する必要がありますので、「歴史的風致維持向上計画」を作成する際も、あらかじめ「歴史文化基本構想」が策定されており、それに基づいて「歴史的風致維持向上計画」が検討されるということが望ましいと考えられます。

このようにして市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づくさまざまな特別の措置や国による支援が受けられることになります。

市町村が「歴史文化基本構想」に基づく取組を実行していくうえで、歴史まちづくり法は有効な支援策の一つとなることが期待されます。

◆長官対談 青木保文化庁長官対談  
「文化の交差点」 女儀・映画監督  
「長官コラム 青木保のカフェ・アオキ」

◆特集  
世論調査に見る日本人の国語力と言葉遣い

【文化庁提言】  
国語施策と「国語に関する世論調査」  
【座談会】  
日本人の国語力と言葉遣い  
……林 史典 出入根達郎 井田由美 句坂克久  
【概要】  
平成一九年度「国語に関する世論調査」の結果

◆文化庁「ユネスコ」  
全国民俗芸能大会  
文化財保護強化週間  
文化財の新指定（美術「芸術関係」）  
平成二〇年春の叙勲・褒章受章者の決定

編集後記

今月号の特集は、「文化財の総合的把握」としました。  
「文化財を総合的に把握する」などと書いてもなかなかイメージがわきませんが、一つひとつの文化財をきちんと保存・活用することに加えて、関連する文化財を一定のテーマ（ストーリー）に基づき「線」でつなぐといったことや、周辺環境まで含めて「面」としてとらえるといった手法により、「層効果的に保護していく取組」と言えるでしょう。  
文化財は地域の人々とともに存在しま

◆連載

【いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート】  
岐阜市歴史博物館  
【芸術文化の風】  
路地裏の映画保存  
【著作権Q&A 著作権なるほど質問箱から】  
市民活動と著作権①  
【著書の中の言葉】  
白書の文の特徴を調べる  
【伝道地区を自守する人々 伝道誌記】  
【世界遺産講座】  
世界遺産の条件―顕著な普遍的価値とは  
【「広げよう文化力の輪」】  
霞が関から文化力プロジェクト開催中  
【子どもの文化体験】  
【日本の伝統を「技」を守る人々】  
【江洲葵賞・表用手漉和紙「補修紙」製作】  
【国宝・重要文化財をもっと楽しむ方法】  
伎楽面  
【祭り盛況記 伝承を伝える人々】  
【養父のネットイ相模】  
【文化交流度の活動報告】  
桂 かい枝・齋藤 家  
【新進芸術家育成研修体験談】  
野村萬斎・狂言師 世田谷パブリックシアター芸術監督

す。しかし、過疎化や、逆に都市化が進んだ地域では、コミュニティそのものが失われつつあり、それに伴って貴重な文化財も消失してしまふそれがあります。文化財は地域のアイデンティティの核であり、それを保護する取組を通じて、地域の再生が図られることが期待されます。  
「歴史文化基本構想」の主役は市町村です。文化財や文化・歴史を核として、まちづくりという観点から、それぞれの市町村で知恵を絞っていただきたいと思えます。  
(茶懸)

美術館・博物館チケットプレゼント  
今月号の展覧会等へのチケットプレゼントは、  
A 国立新美術館 「巨匠ピカソ」 2組 (ペア)  
B 国立国際美術館 「アジアとヨーロッパの肖像」 2組 (ペア)  
C 奈良文化財研究所飛鳥資料館 「まぼろしの唐代精華」 2組 (ペア)  
D 東京国立博物館 「大琳派展」 2組 (ペア)  
です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、9月24日(水)までにご投函ください(当日消印有効)。  
\*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

<お詫びと訂正>  
本誌平成20年8月号記事中に以下の誤りがございましたので訂正いたします。  
●p25 「芸術文化の風」  
嘉藤笑子氏の肩書き  
(誤) ANN ディレクター  
(正) AAN ディレクター  
ご本人をはじめ、読者の皆様、関係各位にはたいへんご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

文化庁月報 9月号 (通巻480)

平成20年9月25日印刷・発行  
編集—文化庁  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
発行—株式会社 きょうせい  
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12  
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-12  
電話 編集 03 (3571) 2126  
販売 03 (5349) 6666  
フリーコール 0120-953-431  
URL : http://www.gyosei.co.jp  
印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。  
定価540円 本体514円 送料76円  
年間購読料6,480円  
本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。  
広告の問い合わせ・申し込み先  
(株)ぎょうせい 営業部営業課 (広告)  
電話 03 (5349) 6657 (ダイヤルイン)  
2008 Printed in Japan ISSN 0916-9849  
本誌は本文に再生紙・大豆油インキを使用しております。